



## 国別ブリーフ

# 日本のメーカーのための米国市場参入ブリーフ

日本は DFARS 上の適格国であり、主要な非 NATO 同盟国であり、そして ITAR の適用除外を持ちません。そこから、日本のメーカーが米国で構築すべきものは何か。そして、それを構築するのは誰か。

はい、日本のメーカーは、米国の DoD（米国国防総省）に納入できます。日本は、相互防衛調達協定に基づく DFARS（国防連邦調達規則補足）上の適格国であり、かつ米国法上の主要な非 NATO（北大西洋条約機構）同盟国です。そのいずれの地位も、ITAR（米国の国際武器取引規則）を免除することではなく、CMMC（サイバーセキュリティ成熟度モデル認証）を免除することなく、FOCI（外国による所有・支配・影響）を解消することもあります。さらに日本は、ITAR の許可に関する適用除外を一切持ちません。カナダには 22 CFR 126.5 に、オーストラリアと英国には 22 CFR 126.7 に、それぞれ適用除外があり、日本にはありません。ですから、日本の親会社は、標準的な輸出管理の枠組みのもとで動くことになります。管理対象の技術データを米国内に保持することを求められる DoD の案件を勝ち取るために、日本のメーカーは、コンプライアンス要件を満たす米国事業を立ち上げます。米国法人、US-person（米国人。輸出管理法上、米国市民・永住者等として扱われる者）専用のデータ境界、そして開設した初日から CMMC Level 2 と ITAR に対応した態勢で稼働する製造現場です。その事業を構築することこそが、本質的な仕事です。

## 日本の地位が、実際にもたらすもの

日本は、米国の防衛の仕組みの中で、二つの地位を持っています。そのいずれも、実体のあるものです。そして、そのいずれも、サプライヤーが期待している働きはしません。

一つ目は、調達です。DFARS 第225.003条は、適格国を、米国との相互防衛調達協定を持つ国、すなわち、両国が互いに、相手国で製造された物品の購入に対する障壁を取り除くことに合意している国と定義しています。日本はその一覧に載っており、DFARS Change 5/7/2026 時点で現行です。貴社の部品は、Buy-American（バイ・アメリカン）制限に対する調達上の優遇を受けます。

二つ目は、同盟です。米務省は、22 U.S.C. 2321k および 10 U.S.C. 2350a に基づき、日本を主要な非 NATO 同盟国に指定しています。この指定を持つ19か国のうちの一つです。それが何を与えるのかを見てください。DoD との共同研究開発に関する協定、そして、米国外における米国の防衛装備の整備、修理、オーバーホールに入札する権利です。実体のある特権であり、その範囲は正確に定められています。そのどれ一つとして、米国の管理対象の技術データを保持することを認めるものではありません。

**適格国としての地位は、調達における優遇です。主要な非 NATO 同盟国としての地位は、防衛協力上の指定です。そのいずれも、ITAR を免除せず、CMMC を免除せず、FOCI を解消しません。これらの規制は、日本資本の米国事業に、そのまま全面的に適用されます。そして、それらに適合するように構築することこそが、本質的な仕事です。**

## ITAR の地図に、日本の適用除外はありません

ここが、貴社の構築を決める部分であり、そして、大半のサプライヤーが取り違える部分です。ITAR は同盟国を名指しします。しかし、それらを等しく名指ししているわけではありません。

国ごとの適用除外は、Part 126 に置かれています。カナダには、22 CFR 126.5 に一つあります。オーストラリアと英国には、22 CFR 126.7 に一つあり、さらにそれぞれが、126.16 と 126.17 に、防衛通商協力条約に基づく適用除外を持っています。126.15 の許可申請の迅速処理でさえ、オーストラリア、英国、カナダを名指ししています。日本は、そのいずれにも載っていません。

日本は、22 CFR 126.14 には確かに現れます。NATO 加盟国、オーストラリア、日本、スウェーデンに対する、特別包括輸出許可を定めた条項です。この条項を、よくお読みください。そこにあるのは、DDTC（米国国務省 防衛通商管理局）が、要請に応じて、登録済みの米国の輸出者に与えることのできる許可です。その保有者は、常に米国企業です。それは、米国企業が貴社に向けて輸出するための仕組みであって、許可の適用除外ではなく、貴社が保有できるものでもありません。

ですから、日本の親会社は、標準的な ITAR の枠組みのもとで動きます。カナダのサプライヤーにとって、US-person 専用のデータ境界は、構築の一部です。貴社にとっては、それが構築そのものです。

**カナダには適用除外があります。オーストラリアと英国にも適用除外があります。日本にはありません。この一つの事実が、US-person 専用のデータ境界を、日本のメーカーの米国事業の周縁から、その中心へと移します。**

## 協力は実体を伴っており、その流れは日本に向かっていきます

日本と米国は、防衛産業協力を深めています。そして、その仕事がどちらに向かって流れているかが、この資料が貴社に当てはまるかどうかを決めます。2026年4月14日、両政府は、防衛産業協力・取得・維持整備に関する第4回の全体会合（DICAS）を開き、その枠組みを DICAS 2.0 へと引き上げました。ミサイルの作業部会は、三菱電機と Raytheon（レイセオン）の協力のもとで実施された実現可能性調査に基づき、AIM-120 AMRAAM の共同生産の範囲に回路カード組立を含めることとし、日本国内での最終組立・検査の可能性を検討しています。2025年12月には、日本企業が舞鶴で USS Fitzgerald（フィッツジェラルド）の修理を実施しました。日本企業が、米国本土を母港とする米海軍艦艇を修理した、初めての事例です。航空機の作業部会は、日本国内での F100 および F110 エンジンの修理拠点を追求しています。

これらの成果は、そのどれもが、米国のプログラムの仕事を、元請けを通じて、また政府間の取決めを通じて、日本の工場へと動かしています。それは良い知らせであり、そして、この資料が扱っている取引とは別のものです。それによって、貴社が米国の元請けの国内サプライヤーの一覧に載ることはなく、貴社の管理対象の技術データが米国内に移ることもありません。

この経路の上には、もう一つの管理の枠組みが載っています。そして、それは貴社自身のものです。日本は、防衛装備移転三原則のもとで、防衛装備および技術の海外移転を管理しており、この三原則は 2023年12月に、そして2026年4月21日に再び、改定されています。それが、貴社から貴社自身の米国子会社への移転にまで及ぶかどうかは、日本国内の輸出管理の専門顧問の領分です。私の担う部分は、それとは異なります。私は、その答えがどう出ようとも、業務フローがそれを担保するように、事業を設計します。この経路は二つの政府が管理しており、一本のデジタルスレッド（設計から製造までを一貫してつなぐデジタルの糸）が、その双方を、設計の段階から満たさなければなりません。

## 貴社が米国で構築するもの

まず、外国資本について規制が何と述べているかから始めます。DFARS 第225.003条は、domestic concern（国内事業者）を、米国で設立された事業者を含むものと定義しており、そのうえで明示しています。米国で設立された子会社は、親会社が外国の事業者であっても、これに該当する、と。外国資本であることが、貴社の米国事業の資格を失わせることはありません。その内側に何を築くかが、貴社の立ち位置を決めます。

US-person 専用のデータ境界が、その構築の中心であり、日本のグループにとっては、たいていそこが最も難しい部分です。設計権限が日本にあり、グループ全体が一つの IT テナントをすべての拠点にまたがって運用しているのであれば、この境界は、誰かが有効にする設定ではありません。それは、どこで仕事をするのか、どの図面がどこに存在するのか、そして誰がそれを開いてよいのかについての、判断です。私は、CUI（管理対象非機密情報）のエンクレープ（隔離された取扱区画）を、管理対象データの周りに絞り込んで設定します。そうすることで、評価は小さな規模にとどまり、親会社のアクセスは、例外としてではなく、設計によって統制されます。

CMMC は変化の途上にあり、正確な読みは、見出しよりも価値があります。2026年7月13日、同省は、第三者による認証を義務づけることになっていた段階、すなわち CMMC のフェーズ2を停止し、制度改革の検討を開始しました。フェーズ1はそのまま効力を保っており、その下にある義務は、何一つ変わっていません。CUI を取り扱う事業は、今なお DFARS 第252.204-7012条に拘束され、今なお NIST SP 800-171 Revision 2（米国立標準技術研究所の管理対象非機密情報保護基準）の110の管理策を実施し、今なお自己評価を行って、そのスコアを SPRS（サプライヤー実績リスクシステム）に登録します。停止したのは評価の段階であって、管理策ではありません。管理策に合わせて築いてください。そうすれば、制度がどこに落ち着こうとも、それは、築き直しではなく、報告の作業になります。

日本は、私に対応する市場です。そして、私の実務の経歴は、カナダとイタリアにあります。私は現在、カナダに親会社を持つ子会社のために、米国での防衛製造事業を立ち上げています。それ以前には、ニューイングランドに工場を持つ、イタリアのセンサー・オートメーション多国籍企業の北米事業を統括していました。私がこれを率直に申し上げるのは、貴社がいま、貴社の管理対象データを誰に託すのかを決めようとしているからです。

**私は、コンプライアンス要件を満たす米国事業を立ち上げ、運営します。製造現場、事業運営モデル、IT と OT の構築、US-person 専用のデータ境界、そして貴社が満たすべき関門に向けた、準備状況を示す証拠です。法人の設立、FOCI の緩和措置、そして立地の選定は、貴社の顧問弁護士、輸出管理の専門顧問、そして立地選定アドバイザーの担当に委ねられます。私は彼らと連携し、事業運営の成果に責任を負います。**

### よくある質問

#### 日本のメーカーは、米国の DoD に納入できますか。

はい。日本は DFARS 上の適格国であり、それにより日本の最終製品は Buy-American 制限に対する調達上の優遇を受けます。また、米国法上の主要な非 NATO 同盟国でもあります。そのいずれの地位も、ITAR の適用除外ではなく、CMMC の適用除外でもなく、FOCI の解消でもありません。調達の扉は、原理としては開いています。その契約を保持できる米国事業を構築することこそが、本質的な仕事です。

**日本には、カナダのような ITAR の適用除外がありますか。**

いいえ。カナダには 22 CFR 126.5 に国別の適用除外があり、オーストラリアと英国には 22 CFR 126.7 にそれがあります。日本は 22 CFR 126.14 に名指しされていますが、この条項は、DDTC が、登録済みの米国の輸出者に対して、その輸出者自身の輸出のために、包括的な許可を与えることを認めるものです。それは許可の適用除外ではなく、日本企業がそれを保有することはありません。日本の親会社は、標準的な枠組みのもとで運営することになります。だからこそ、貴社の構築において、US-person 専用のデータ境界が、これほどの重みを担うのです。

**DICAS は日本との共同生産を拡大しています。それでも当社に米国事業は必要ですか。**

必要でない場合もあり、その時は、私からそう申し上げます。DICAS の仕事は、日本に向かって流れています。日本の工場に範囲が定められた共同生産、舞鶴での艦艇修理、検討中のエンジン修理拠点です。米国事業を立ち上げるのは、プログラムが、US-person 専用の境界の内側に保持された管理対象の技術データを必要とするとき、国内調達比率の基準が適用されるとき、あるいは、元請けが、生産ラインの近くに実体のある米国拠点を持つサプライヤーを求めるときです。

**当社が製造しているのはセンサーと電気機械部品であって、兵器ではありません。これは ITAR や CMMC が関わる仕事なのですか。**

その部品が防衛プログラムに組み込まれるのであれば、まず間違いなく、そうです。貴社を ITAR と CMMC の内側へ引き込むのは、目に見える製品ではなく、管理対象の技術データです。高信頼性センサー、位置および力の検出部品、そしてそれらの設計データは、DoD のプラットフォームに仕様として組み込まれた時点で、日常的に管理対象情報を運びます。精密な電気機械とセンサーの事業こそ、私が最もよく知る領域です。

## 出典

1. DFARS 第225.003条 定義。適格国、および domestic concern（国内事業者）の定義（acquisition.gov、DFARS Change 5/7/2026 時点で現行）  
<https://www.acquisition.gov/dfars/225.003-definitions>.
2. ITAR 22 CFR Part 126、一般方針および規定（eCFR）。国ごとの適用除外。126.5 カナダ、126.7 オーストラリアおよび英国、126.15 オーストラリア、英国、カナダに対する迅速処理  
<https://www.ecfr.gov/current/title-22/chapter-I/subchapter-M/part-126>
3. ITAR 22 CFR  
126.14（eCFR）。NATO、オーストラリア、日本、スウェーデンに対する特別包括輸出許可。DDTC が登録済みの米国の輸出者に対して与えるもの  
<https://www.ecfr.gov/current/title-22/chapter-I/subchapter-M/part-126/section-126.14>
4. 米 국무省、主要な非 NATO 同盟国の地位。政治軍事局のファクトシート（2025年1月20日）  
<https://www.state.gov/major-non-nato-ally-status>
5. 防衛省、第4回日米防衛産業協力・取得・維持整備（DICAS 2.0）、2026年4月14日  
<https://www.mod.go.jp/en/article/2026/04/119520c9725a022e137f982c87f919e8b7d95cb4.html>
6. 外務省、防衛装備および技術の移転。2026年4月21日に改定された防衛装備移転三原則  
[https://www.mofa.go.jp/fp/nsp/page1we\\_000083.html](https://www.mofa.go.jp/fp/nsp/page1we_000083.html)
7. DoD CIO、About CMMC。2026年7月13日のフェーズ2の停止と、効力を保つフェーズ1の要求事項  
<https://dodcio.defense.gov/CMMC/About/>
8. DCSA（米国防諜保全機構。産業保全を所管）、外国による所有・支配・影響（FOCI）と、facility clearance（施設保全適格性認定）に関する緩和措置  
<https://www.dcsa.mil/Industrial-Security/Entity-Vetting-Facility-Clearances-FOCI/Foreign-Ownership-Control-or-Influence/>
9. 同盟国の防衛メーカーのための米国市場参入プレイブック。事業立ち上げの全体手順  
[/resources/us-market-entry-playbook](#)
10. One Thread, Two Flags（一本の糸、二つの旗）。外国に親会社を持つ防衛事業における、US-person 専用のデータ境界  
[/resources/one-thread-two-flags](#)
11. 同盟国の防衛メーカーのための米国市場参入  
[/us-market-entry](#)

---

### 次のステップ

### 戦略的な対話を申し込む

[garrettpartridge.com/booking](https://garrettpartridge.com/booking)